経営学部学生特別表彰に関する内規

制　　定　2019年 9 月12日
経営学部設置委員会

（趣旨）
第１条　この内規は、成蹊大学経営学部規則第 22 条の規定に基づき、学生の特別表彰に関して必要な事項を定める。
（学期ごとの成績優秀者特別表彰）
第２条　各学期において、次に掲げるすべての要件を満たす者は、成績優秀者として特別に表彰する。
（１）人物及び品行が優良であると認められること。
（２）当該学期において卒業に必要な単位を 16 単位以上修得すること。
（３）当該学期のＧＰＡが 4.0 であること。
（卒業時の成績優秀者特別表彰）
第３条　卒業時において、次に掲げるすべての要件を満たす者は、成績優秀者として特別に表彰する。
（１）人物及び品行が優良であると認められること。
（２）卒業時における通算のＧＰＡが 3.8 以上であること。
（優秀卒業研究特別表彰）
第４条　優れた卒業研究の成果を提出した者は、特別に表彰する。
２　前項の表彰人数は、若干名とする。
（経営学部長特別表彰）
第５条　前３条に定めのあるもののほか、経営学部長が教育上有益であると認めるときは、教授会の承認を得て、該当する者を特別に表彰することができる。
（表彰の方法）
第６条　この内規に定める特別表彰を受ける者には、賞状及び副賞を授与する。
２　副賞の内容は、教授会が定める。
（内規の改廃）
第７条　この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附　則（2019 年９月 12 日制定）
この内規は、2020 年４月１日から施行する。